

令和6(2024)年度栃木県冬の閑散期需要喚起対策業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6(2024)年度栃木県冬の閑散期需要喚起対策業務

(2) 業務内容

別添「令和6(2024)年度栃木県冬の閑散期需要喚起対策業務」のとおり

(3) 契約金額の上限

16,999,290円(消費税額及び地方消費税額を含む。)を上限とする。

(4) 予定契約期間

契約締結の日から令和7(2025)年3月21日(金)まで

(5) 担当部局及び書類提出先等

書類の提出先、質疑先及び受付期間は、次のとおりとする。

所属：栃木県産業労働観光部観光交流課観光プロモーション班(担当：清田)

住所：〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号

電話：028-623-3305/FAX：028-623-3306

E-Mail：kanko@pref.tochigi.lg.jp

受付時間：土日・祝祭日を除く9時から17時まで(正午から13時までを除く。)。ただし、面接による場合は、あらかじめ担当者宛て予約を取ること。

2 プロポーザルに参加するために必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 本プロポーザル実施に係る実施要領等の公表開始日から本要領3に記載する企画提案選定委員会開催日までにおいて、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 本要領3に記載する企画提案選定委員会開催日まで納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していない者であること。
- (7) 類似業務の受注実績があり、確実に履行できる者であること。

3 公募型プロポーザルの手続き

(1) 予定される実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和6（2024）年9月13日（金）
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和6（2024）年9月18日（水）12時まで
ウ 質問に対する回答	令和6（2024）年9月20日（金）
エ プロポーザル参加申込受付期間	令和6（2024）年9月25日（水）17時まで
オ 企画提案書受付期間	令和6（2024）年10月4日（金）17時まで
カ 企画提案選定委員会	令和6（2024）年10月8日（火）
キ 審査結果の通知・公表	令和6（2024）年10月中旬

(2) 実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）を観光交流課宛てに電子メールにファイル（ファイル形式はMicrosoft Word、又はPDFとしてください。）を添付して提出してください。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、電子メールにより、質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、質疑回答集として、全ての参加申込者に回答します。

(4) 参加申込書の提出

本プロポーザルへ参加を希望する者は、参加申込書等（別記様式2-1、2及び3）を郵送、持参又は電子メールに添付して提出してください。なお、郵送又は電子メールでの提出の場合は、到着しているか確認のための電話連絡を行ってください。

また、参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、令和6（2024）年10月4日（金）12時までに、辞退届（様式自由）を提出してください。

(5) 企画提案書等の提出

企画提案書等は、別添「令和6（2024）年度栃木県冬の閑散期需要喚起対策業務委託仕様書」を熟読の上、次のとおり作成してください。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用し、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込んでください。枚数に制限はありませんが、カラー印刷としてください。

イ 企画提案書の様式等は応募者の自由としますが、次の内容を含めて作成してください。また、企画提案書の副本は無記名（会社名）とし、社名が類推できないように作成してください。

(ア) 業務遂行に当たっての総合的な実施方針

(イ) 事業スキーム図

(ウ) 事業の周知方法

(エ) 予算・執行管理の手法

(オ) 具体的な実施計画及びスケジュール

(カ) 業務実施体制

(キ) 独自の提案事項（付帯提案）

本業務の効果を向上させる独自の企画を提案することとし、独自の提案事項の実施に要する費用についても、本業務の委託料に含めること。

(ク) 国、地方公共団体が発注した類似業務の受注実績（過去3年間のもの）

(ケ) 見積額

ウ 費用見積書

費用見積書は栃木県知事宛てとし、必要な項目ごとに区分（諸経費や消費税も区分）するとともに、企画提案書の見積額と整合させてください。

エ 提出部数

企画提案書は、正本と副本を紙と電子データにより提出してください。紙の提出部数は以下のとおりです。

(ア) 企画提案書 2部（正本1部、副本1部）

(イ) 費用見積書 1部（正本1部）

オ 提出期限

令和6（2024）年10月4日（金）17時必着とします。

カ 提出方法

紙の企画提案書及び費用見積書は、持参又は郵送により提出してください。電子データは、メールにて1（5）宛て提出してください。

キ 注意事項

(ア) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は参加者の負担とします。

(イ) 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。

(ウ) 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく情報公開請求の対象となります。

(エ) 参加者は企画提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとみなします。

4 企画提案書を特定するための審査項目及び評価内容

別表（審査項目及び評価内容）のとおり

5 選考に関する事項

(1) 選考方法

提出された企画提案書の内容を、本要領4に掲げる評価基準に基づき、「令和6（2024）年度栃木県冬の閑散期需要喚起対策業務企画提案選定委員会（以下「委員会」という。）」において、総合的に審査し、最も優れた提案を行った者を委託の相手方として選定します。ただし、審査の内容如何によっては、いずれも採用しないことがあります。

また、参加者が1社の場合、算出された結果を参考とし、協議により総合的に評価を行った結果、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の相手方として選定することができることとします。

(2) 選考結果の通知

選考結果については、審査後、速やかに参加者宛て通知するとともに、委託の相手方の名称等を栃木県ホームページに掲載します。なお、委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切認めないこととします。

6 契約に関する事項

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）等の関係法令に基づき、本要領1（3）に掲げる額の範囲内で契約を締結します。
- (2) 契約候補者が契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出してください。なお、この場合、企画提案選考における次順位の者を新たな契約候補者とします。
- (3) 契約の締結に際しては、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とします（受託者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結します）。締結には、県が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受託者は利用に係る費用負担が生じないものとします。なお、受託者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要があります。
- (4) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とします。

7 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 業務の再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができます。
- (2) 個人情報の保護
受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他の個人情報の保護に関する法令等により、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。
- (3) 守秘義務
受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。委託業務が完了し契約が解除された後においても同様とします。

8 失格事項

以下の事項に該当する場合は、失格となることがあります。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合（必要な書類が欠如していた場合を含む。）
- (2) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていた場合（ヒアリング内容に虚偽があった場合を含む。）
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 提出された書類の記載内容が業務委託仕様書等に示す条件に適合しない場合
- (5) その他担当者があらかじめ指示した事項に反したとき。

9 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法に定める単位に限ります。
- (2) 契約の相手方として決定するまでは、参加を辞退することができません。
- (3) 提出する書類の作成等、本プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とします。
- (4) 提出された書類は、提出後、内容の追加及び修正等は認められません。
- (5) 提出された書類は、返還しません。
- (6) 提出された書類は、県庁内及び委員会で使用する場合に限り、複写することがあります。
- (7) 本プロポーザルの参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはなりません。
- (8) 提出書類及び選考の経過は非公開とします。

別表

令和6(2024)年度栃木県冬の閑散期需要喚起対策業務審査項目及び評価内容

- 1 審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選考委員（5名）が採点する。
- 2 審査項目ごとの評価点数の総和をもって、企画提案者ごとの評価点数を決定し企画提案者の評価点数の多いものから順に、選考委員ごとの順位をつける。
- 3 全選考委員がつけた評価点の中で最高点及び最低点を除き、残った委員の平均点を算出し、最も高かったものを契約交渉者として選定する。なお、最も評価点が高かった者が複数ある場合は、審査委員会で審議の上、契約交渉者を選定する。
- 4 基準点は、審査員採点の平均60点とする。

審査項目		着眼事項	配点
1	業務内容の理解度	本事業の背景や目的、業務内容について十分に理解した提案か。	5
2	提案内容の優良性	制度設計から事業周知、賞品発送まで一連の業務内容は具体的であり、妥当性と実施可能性を備えているか。	25
		キャンペーンの内容はターゲットにとって魅力的であり、多くの応募が見込めるものとなっているか。	20
		キャンペーンの周知方法は確実にターゲットに届く内容となっているか。	15
3	提案内容の独自性	独自提案は優れているか。	10
4	業務遂行の安定性	業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等となっているか。	10
5	専門的知識	業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか。	5
6	業務内容の確実性	過去に類似の業務で良好な実績をあげているか、同等の成果が期待できるか。	5
7	必要経費	業務内容に見合った適切な経費であるか。	5
合 計			100

選考委員

選考委員は、次の5名の職を有する者をもって充てる。

所 属	職 名	備 考
産業労働観光部	参 事	選考委員長
産業労働観光部 観光交流課	課 長	
産業労働観光部 観光交流課	観光プロモーション班長	
産業労働観光課 産業政策課	課長補佐	
産業労働観光部 観光交流課	観光プロモーション班副主幹	